



❓ 入会金や会費は何に使われるの？

主に国・県・市町村に対して議員や政党(与野党を問わず)を通して要望活動を行うための活動費となります。

また、顧問の国会議員、県議会議員、市町村議員との意見交換会・要望懇談会や政党主催の勉強会、政経報告会等への活動費に充てられます。

決算書や活動報告を記載している年次大会資料をホームページで公開しておりますので、詳しくはホームページをご確認ください。

❓ 活動の動向と身近な活動事例とは？

毎年開催される年次大会の資料に、活動報告や方針を掲載するとともに、随時ホームページや機関誌でもお知らせしています。

会員の皆様の地域の身近な課題について要望活動を行うことで、法令改正等が実現し、業界の利益還元に繋がります。

《身近な活動事例》

駐車場の附置義務に関する条例が厳しいとの要望を受け、要望活動を行った結果、横浜市建築基準条例が改正され台数確保率が引き下げられました。

❓ 代表者が外国籍なので、政治活動ができないのでは？

議員への直接の寄付や投票はできませんが、本連盟のような政治団体への参加は制限されません。

外国籍の方でも宅建政連を通して要望活動ができます。また、その成果は全ての業者が恩恵を受ける事ができますので、是非ご協力ください。

❓ 特定の政党の下部組織ですか？

会員の経営環境を守るため、要望等を政治に反映させ実現に向けた活動をする政治団体であり、特定の政党の下部組織ではありません。顧問議員は各党会派にわたり、要望先なども政権政党に関わらず、要望の実現に向けて党派、会派を超えて幅広く活動を推進しています。

土地住宅政策・税制に関するご意見や政策提言などは随時受け付けておりますので、以下のメールアドレスにお寄せください。

神奈川県宅建政治連盟 総務・政策委員会

〒231-0013 横浜市中区住吉町6-76-3

☎ 045(633)3053

✉ seiren@kanagawa-takken.or.jp

神奈川県宅建政治連盟 活動案内

宅建政連は、会員から宅建協会に寄せられた政策提言を検討し、要望事項としてとりまとめて政策実現に向けた政治活動を行う団体です。

詳しくはHPをご参照ください。

ホームページ：<https://www.kanataku-seiren.jp/>

宅建政連

検索 🔍



宅建業は行政の政策に大きく影響を受ける業界

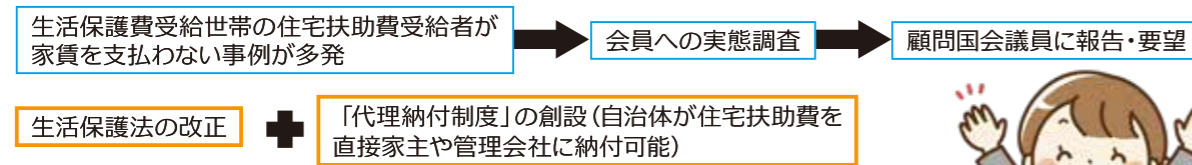
宅建政治連盟の活動

宅建業者ならびに消費者の利益保護のため、規制緩和や宅建業に寄り添った行政政策を立法府へ働きかけ、宅建協会ではできない政治活動を行います。

⇒土地住宅対策に係わる身近な課題について、議員や政党を通じて国や県や市町村に対して要望しています！

要望と主な成果

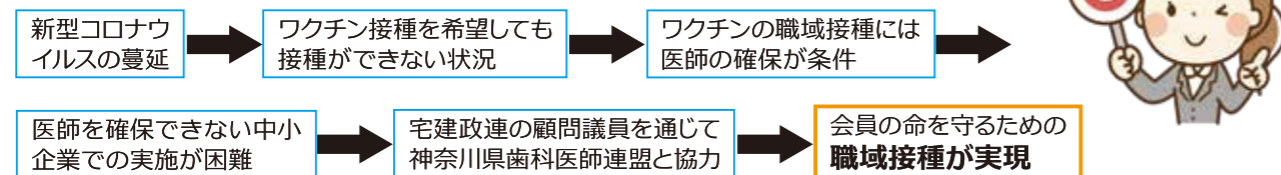
◆生活保護費受給世帯の住宅扶助費代理納付制度の創設



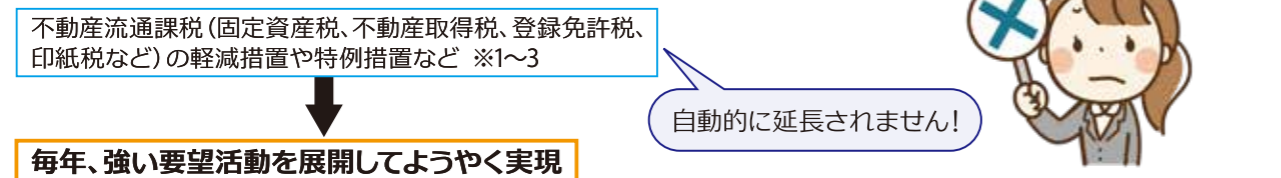
◆銀行の不動産参入を阻止



◆新型コロナウイルス感染症のワクチン職域接種実施



◆適用期限を迎える不動産流通課税の特例措置延長



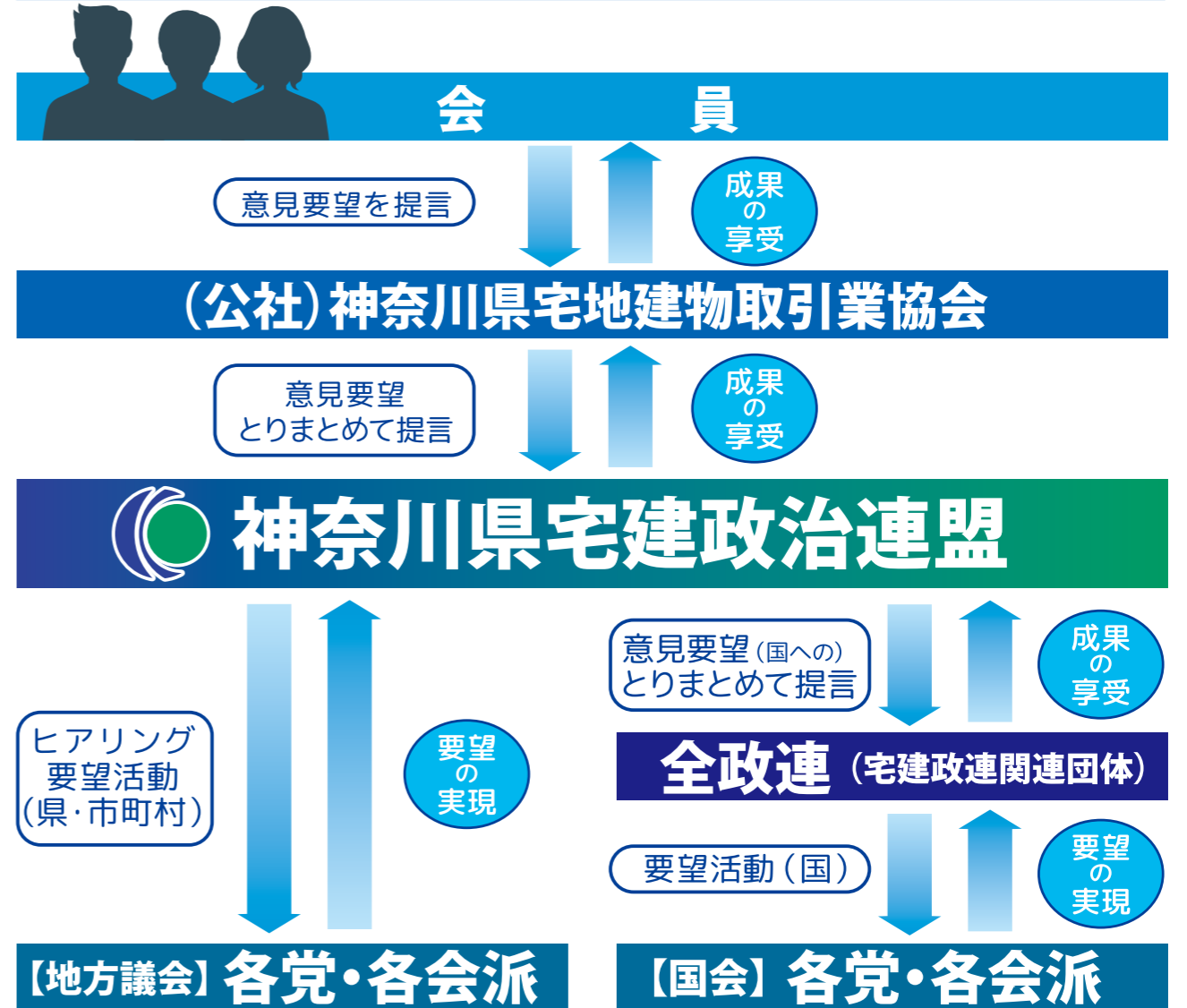
- ※1. 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置 (100万円控除) の延長・拡充、譲渡価格引き上げ
- ※2. 空き家等の発生を抑制するための特例措置 (3000万円控除) の延長拡充
- ※3. 土地譲渡益重課制度の適用期限が令和8年3月31日まで延長

これまでの成果の維持と新たな政策実現のため、活動に是非ご理解・ご協力をお願い致します。

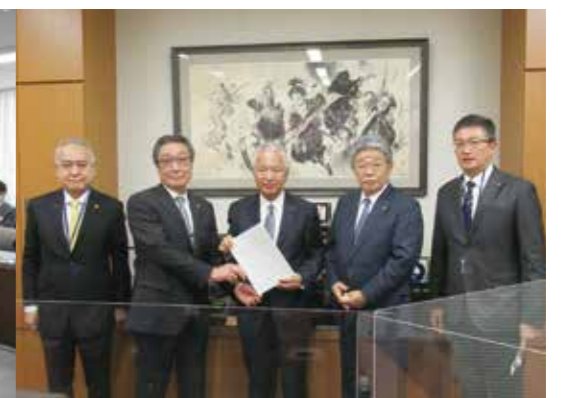
会費

宅建政連は、政治資金規正法に基づき神奈川県選挙管理委員会に届出している政治団体です。会費は、政治資金規正法および宅建政連会則に基づき、**会員個人より納入**いただいています。※法人からの会費の納入は認められていません。

要望活動の流れ



要望活動の様子 (神奈川県庁)



令和5年度税制改正に関する要望書の提出 (衆議院議員会館)